

補助金



ブロック塀等撤去費の一部を補助  
危険なブロック塀等の撤去費の一部を補助

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・33330

桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

- ① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等
- ② 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀および門柱であること
- ③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】

撤去費用の3分の2（上限16万円）

※補助は予算の範囲内で先着順で受付

【注意事項】

○補助を受けるためには、町との事前協議が必要です。

○補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。

補助金



空き家解体費の一部を補助  
その空き家  
放置していませんか？

国土建設事業課 管理鉱害係 ☎65・33330

桂川町では、老朽家屋等の解体費の一部を補助する制度を実施しています。

【対象者】

町税などを滞納していない老朽家屋等の所有者

【対象となる老朽家屋等】

- ① 周辺の住環境を悪化させ放置されている木造もしくは軽量鉄骨造の建築物またはその部分
- ② 住宅の不良度判定基準が100点以上のももの

【補助金額】

解体費用の2分の1（上限50万円）

※補助は予算の範囲内で先着順で受付

【注意事項】

○補助を受けるためには、町との事前協議が必要  
要です。

○補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。



補助金



桂川町結婚新生活支援事業  
結婚新生活を始めるための  
費用を助成します

企画画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。（夫婦ともに29歳以下は最大60万円）

【対象】

- ① 令和8年1月1日〜令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されること
- ② 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること
- ③ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ⑤ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和9年3月31日まで

【助成額】1世帯当たり上限30万円（ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円）

※この事業に該当しない新婚世帯の方でも、

「桂川町結婚祝金支給事業」に該当する場合があります。詳しくはお問合せください。